

## 議第26号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定  
について

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長    門    川    大    作

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例  
京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

円	円
3,600	10,080
5,340	14,910
2,460	6,890
3,650	10,180
1,490	4,110
2,260	6,270
560	1,540
820	2,260
3,850	10,800
5,140	14,400
6,730	18,820
2,260	6,270
2,980	8,330

別表備考以外の部分中			を
	3,960	11,000	
	4,470	12,440	
	5,960	16,660	
	7,860	22,010	
	1,180	3,290	
	1,590	4,420	
	2,100	5,860	
	2,550,850		
	920	2,570	
	1,380	3,800	
	2,232,000		
	820	2,260	
	1,230	3,390	
	1,913,140		
	720	1,950	
	1,080	2,980	
	300		

  

3,660	10,260
5,440	15,190
2,510	7,010
3,710	10,370
1,510	4,190

2,300	6,390	
570	1,570	
830	2,300	
3,920	11,000	
5,230	14,660	
6,860	19,170	
2,300	6,390	
3,030	8,480	
4,030	11,200	
4,550	12,670	
6,070	16,970	に改める。
8,010	22,410	
1,200	3,350	
1,620	4,500	
2,140	5,970	
2,598,090		
940	2,610	
1,410	3,870	
2,273,330		
830	2,300	
1,250	3,450	
1,948,570		
730	1,990	

1,100	3,030
310	

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## (経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、平成31年度分の改正後の条例第8条第3項に規定する年間使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 平成31年度を通じて使用する場合 次の表の左欄に掲げる講習室の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

第 1 講 習 室	2,574,462 <sup>円</sup>
第2講習室, 第3講習室及び第4講習室	2,252,664
第5講習室, 第6講習室, 第7講習室及び第8講習室	1,930,848

- (2) 講習室の使用期間の初日又は末日が平成31年度の中途である場合 次

の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

<p>使用期間の初日が平成31年4月2日から同年9月30日までのいずれかの日である場合</p>	<p>使用期間の初日の属する月から平成31年9月までのこの条例による改正前の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正前の条例」という。）別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額と同年10月から平成32年3月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額との合計額</p>
<p>使用期間の初日が平成31年10月1日から平成32年3月31日までのいずれかの日である場合</p>	<p>使用期間の初日の属する月から平成32年3月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額</p>
<p>使用期間の末日が平成31年4月1日から同年9月30日までのいずれかの日である場合</p>	<p>平成31年4月から使用期間の末日の属する月までの改正前の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額</p>
<p>使用期間の末日が平成31年10月1日から平成32年3月30日までのいずれかの日である場合</p>	<p>平成31年4月から同年9月までの改正前の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額と平成31年10月から使用期間の末日の属する月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額との合計額</p>

#### 提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。